
平成 24 年度
多摩・島しょ地域力の向上事業助成事業
実施報告書

平成 25 年 3 月

目 次

I. 事業概要	1
II. 実施事業一覧	3
III. 実施事業内容	6
IV. 資料編	45

I 事業概要

1 多摩・島しょ地域力の向上事業助成事業について

本事業は、市町村が実施する地域力の向上に資する事業を支援することにより、多摩・島しょ地域全体の地域力の向上を図り、ひいては多摩・島しょの魅力を高めることを目的に、次の事業に対し助成金を交付する事業である。

なお、本事業は、東京都市長会の政策提言「地域力の向上に向けて（平成 20 年 11 月）」を受け、平成 22 年度より助成事業として制度化したものである。

助成対象事業	<p>助成対象事業は、新規事業※1とレベルアップ事業※2に種別し、次の事業種別のどれかに該当する事業のうち、（公財）東京市町村自治調査会理事長が必要と認める事業とする。（施設整備等に係る経費、備品購入費及び市町村の職員人件費は助成対象外とする。）</p> <p>【事業種別】</p> <p>①自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業 ②高齢者・子どもの見守りに資する事業 ③団塊世代の地域デビュー支援に資する事業</p> <p>※1 新規事業：新たに実施する事業。 ※2 レベルアップ事業：初めて助成金を申請する年度の前年度に実施している事業のうち、事業費を増額して実施する事業。</p>
助成額	一市町村につき年間 100 万円以内

2 市町村共同事業助成金審査会

本助成金の交付にあたっては、市町村共同事業助成金審査会の審査に付したうえで、その可否を決定することとなり、次のとおり実施した。

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| (1) 実施日 | 平成 24 年 4 月 13 日（金）午後 1 時 30 分～午後 4 時 |
| (2) 申請・審査件数 | 市町村数：29 件、事業数：44 件 |
| (3) 審査結果 | 適正事業数：44 件、不適正事業数：0 件 |

3 実施市町村数及び実施事業数

市町村数：29 件、事業数：44 件

事業種別	新規	新規 (継続)	レベルアップ	レベルアップ (継続)	計
①自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業	8 件	15 件	1 件	1 件	25 件
②高齢者・子どもの見守りに資する事業	3 件	5 件	1 件	1 件	10 件
③団塊世代の地域デビュー支援に資する事業	1 件	3 件	0 件	2 件	6 件
①自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業 ②高齢者・子どもの見守りに資する事業	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件
①自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業 ③団塊世代の地域デビュー支援に資する事業	0 件	1 件	1 件	0 件	2 件
②高齢者・子どもの見守りに資する事業 ③団塊世代の地域デビュー支援に資する事業	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
①自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業 ②高齢者・子どもの見守りに資する事業 ③団塊世代の地域デビュー支援に資する事業	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
実施事業合計	12 件	25 件	3 件	4 件	44 件

II. 実施事業一覧

市町村名	事業番号	事業名称	事業種別	掲載ページ
八王子市	1-1	高尾山ボランティアガイド事業補助金	③ レベルアップ (継続)	6
	1-2	外国人支援ボランティア養成事業	① ③ レベルアップ	7
	1-3	八王子城跡ガイドボランティア事業	③ 新規	8
立川市	2-1	立川駅周辺の安全・安心推進事業	① 新規 ② (継続)	9
	2-2	自治会ハンドブック作成	① 新規	10
武蔵野市	3-1	八幡町コミュニティセンター 開館記念事業補助	① 新規	11
三鷹市	4-1	コミュニティ創生をめざす地域応援プロジェクト	① 新規 (継続)	12
青梅市	5-1	おうめ若者カフェ	① 新規	13
府中市	6-1	地域コミュニティ啓発セミナー事業	① 新規	14
	6-2	シニアのためのいきがづくり支援セミナー	③ 新規 (継続)	15
昭島市	7-1	児童センター子ども安全見守り事業	② 新規 (継続)	16
調布市	8-1	地域活動情報紙等の発行	③ レベルアップ (継続)	17
町田市	9-1	子どもの居場所づくり推進事業	② レベルアップ (継続)	18
小金井市	10-1	地域センター施設研究講座Ⅲ「公民館事業をつくろう」	① 新規 (継続)	19
	10-2	高齢者の生きがづくり講座	② 新規 (継続)	19
	10-3	団塊の世代地域デビュー講座	③ 新規 (継続)	20
小平市	11-1	市民活動支援センター事業	① 新規 (継続)	21
日野市	12-1	自治会活動活性化推進事業	① 新規 (継続)	22

市町村名	事業 番号	事業名称	事業種別	掲載 ページ
東村山市	13-1	自治会フォーラム	① 新規 (継続)	23
	13-2	自治会向けの冊子等作成	① 新規 (継続)	23
	13-3	協働セミナー	① 新規 (継続)	24
国分寺市	14-1	学校の施設を利用した夏休みキャンプ	① 新規	25
国立市	15-1	コミュニティガーデン運営事業	① 新規 (継続)	26
	15-2	くにたち子ども未来塾補助金交付事業	② 新規 (継続)	27
	15-3	子どものための交通安全事業（スケアードストレート）	② 新規	27
福生市	16-1	組織力アップ地域コミュニティ活性化推進事業	① 新規	28
狛江市	17-1	花いっぱいエリア創設事業	① 新規 (継続)	29
東大和市	18-1	東大和市スクールガード事業	② レベルアップ	30
清瀬市	19-1	児童・生徒安全推進事業	② 新規 (継続)	30
	19-2	団塊世代の地域デビュー支援事業	③ 新規 (継続)	31
武蔵村山市	20-1	介護予防いきいき元気お助け隊事業	② 新規	32
多摩市	21-1	児童虐待防止「映画と講演会」	② 新規	33
	21-2	地域貢献講座	① 新規 ③ (継続)	33
	21-3	べるぶゼミ	① 新規 (継続)	34
	21-4	地域・大学連携 高齢者のための携帯電話講座	② 新規 (継続)	35
稲城市	22-1	地域コミュニティ活性化事業	① 新規 (継続)	36
羽村市	23-1	はむらふるさと祭り	① 新規 (継続)	37
あきる野市	24-1	自主防災組織育成事業	① 新規 (継続)	38

市町村名	事業 番号	事業名称	事業種別	掲載 ページ
西東京市	25-1	地域コミュニティ検討委員会	① 新規 (継続)	39
日の出町	26-1	自治会加入促進事業	① 新規	40
	26-2	2012 ひのでふるさとふれあい夏まつり補助金	① レベルアップ (継続)	41
檜原村	27-1	地域力の向上支援事業	① 新規	42
奥多摩町	28-1	地域力の向上支援助成事業	① 新規 (継続)	43
神津島村	29-1	渚の花火大会助成事業	① レベルアップ	44

Ⅲ. 実施事業内容

八王子市

1-1 高尾山ボランティアガイド事業補助金

(1) 事業種別 ③団塊世代の地域デビュー支援
レベルアップ（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 これまで行ってきた高尾山ハイキングガイド事業(有料ツアー型)、一昨年に創設した高尾山見どころガイド(無料)及び高尾山観光案内所(無料)を運営する社団法人八王子観光協会への補助を通じて、各事業のレベルアップに取り組む。団塊の世代を中心とした市民ボランティアを事業の主な担い手とするとともに、市民ボランティアの育成も図る。

社団法人八王子観光協会が高尾山観光案内所の整備及び常設案内所スタッフ・高尾山観光ガイドスタッフの公募を行い、応募者に研修を通じて高尾山やガイドとして必要な知識などを習得してもらう研修を行った。

その後、豊富な知識を備えた高尾山観光案内所スタッフ及び高尾山観光ガイドとして、高尾山を訪れた観光客をもてなすためのボランティア活動に参加してもらい、広く高尾山の魅力を伝え、地域振興（観光振興）を図った。



八王子市

1-2 外国人支援ボランティア養成事業

- (1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
③団塊世代の地域デビュー支援
レベルアップ事業
- (2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月
- (3) 事業内容 年々増加する外国人市民が、より開かれた人間関係を築き、自信を持って日本人社会の一員として地域社会を担っていく人材となることを目指し、豊かな経験を持つ団塊の世代を中心に、日本語学習や各種相談、通訳などの支援を行うボランティアを養成する。

①外国人支援ボランティア講座（入門講座）

昨年度日本語ボランティア入門講座で実施した日本語文法と発音に国際交流、国際理解、異文化コミュニケーションと、防災等で重視される優しい日本語を加え、広く外国人を支援する人材を養成した。

参加人数 23名

②日本語学習支援ボランティア講座

すでに日本語学習支援ボランティアとして活動している方や国際交流ボランティア講座に参加した方を対象に、より実践的な内容で実践した。

参加人数 21名

③医療通訳ボランティア講座

医療通訳の心構えなど基本知識について受講し、内科、外科などの場面設定をして、患者、医師、通訳役によるロールプレイを行った。

参加人数 29名



医療通訳ボランティア入門講座

八王子市外国人市民は約6,000人。多くの人が日本語で生活の場を、また地域の集い、自治会活動やボランティア活動に参加し、地域で活躍する機会が増えています。しかし、通訳の経験や技術が不足している方が多く、地域に貢献することが難しくなっています。医療通訳ボランティアの育成が求められています。この講座では、医療通訳ボランティアの心構えや基本知識、実際の通訳場面でのロールプレイを行います。

講師：アビー・ニコラス・フリス
(MIC かながわ英語医療通訳スタッフ)

日程：平成24年11月2日（日）

場所：第5セミナー室
(八王子スクエアビル1階)

スケジュール
講座「医療通訳の心構え」： 13:00～14:30
休憩： 14:30～14:50
実践的ロールプレイ演習： 14:50～16:00

※だけでも参加もできます。

無料
申し込みは11月25日（日）まで
申し込みはEメールで八王子国際協会へ
※お申し込みをお知らせください。

申し込み・問い合わせ：八王子国際協会
〒192-0083 八王子市橋本1-1 八王子国際ビル1101号室
TEL・FAX：042-642-7030

八王子市

1-3 八王子城跡ガイドボランティア事業

(1) 事業種別 ③団塊世代の地域デビュー支援
新規事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 我が国の歴史の転換期の史跡として価値が認識され、「日本100名城」にも選ばれている国史跡「八王子城跡」。平成24年度には八王子城跡ガイダンス施設が開館し、ハード面が充実した。そのような状況でソフト面の充実を図り、団塊の世代のガイドボランティアにシンボルとしてのぼり旗とお揃いのユニフォームを支給し、八王子城の魅力のPR活動をしてもらった。

①八王子城跡での活動

八王子城跡の来訪者を対象にお揃いのユニフォームを着用したボランティアが八王子城の歴史等の解説の散策ガイドを通年で実施。来訪者からのお礼状やインターネットで紹介される等、高く評価された。

②ボランティア活動の充実

ボランティアによる自主研修会、ホームページの立ち上げ、手作り甲冑製作等、八王子城跡ガイドから裾野が広がっている。

③武者行列への企画参加

八王子城での活動が地元でも認識されて、「元八王子 北条氏照まつり」の武者行列に企画段階から参加、他市の北条系の武者行列隊を呼ぶ等、活動をおこなった。まつりは主催者発表で5万人を動員した。

④本市主催事業への応援

八王子城跡での本市主催の事業に積極的に参加してもらい、活動してもらった。

シンボルとしてユニフォームを着用することにより、ボランティアに連帯感が強まり、そこから甲冑製作やホームページの作成等活動の輪が広がった。また、平成24年12月末のガイド利用者は昨年の4,797人を超え、4,841人になっている。このように八王子城のPRを通じて多様な活動を行い団塊世代の地域デビューに絶大な効果があった。



立川市

2-1 立川駅周辺の安全・安心推進事業

- (1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
②高齢者・子どもの見守り
新規（継続）事業
-

- (2) 実施期間 平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月
-

- (3) 事業内容 立川市内の犯罪は、立川駅周辺での発生が市内全体の半数近くを占めており、客引きや勧誘などの迷惑行為により、体感治安の向上が大きな課題となっている。

市では、平成 22 年度に「南口地域安全安心ステーション」を設置し、「パトロール活動」や「情報の提供・発信」、「警察官の立寄り所」など、地域、警察、行政の連携拠点とすることで立川駅周辺の治安対策を進めている。さらに、市・地域団体・関係機関で構成する安全・安心まちづくり協議会が定めた、駅周辺迷惑行為防止のための 5 項目ルールの普及・啓発活動の拠点施設として「南口地域安全安心ステーション」を位置づけ、防犯活動に対する意識高揚やさらなる地域防犯活動の活性化に取り組んでいる。特に、地域団体や事業者が関係機関・行政と連携して実施する各種パトロール活動は、非常に大きな犯罪抑止効果を生み出すとともに、地域コミュニティの増進にも大いに寄与しているところである。

平成 24 年度は、ステーションを拠点に地域や警察、行政の連携した各種パトロール等の活動を実施するとともに客引きや勧誘などを繰り返し実施している迷惑行為者が所属している店舗等へ個別に警告等を行うことで迷惑行為の削減に努めた。

また、ステーションでのホワイトボードを利用した防犯関連情報の発信や防犯キャンペーン等により防犯活動に対する意識高揚や地域防犯活動促進を図った。



立川市

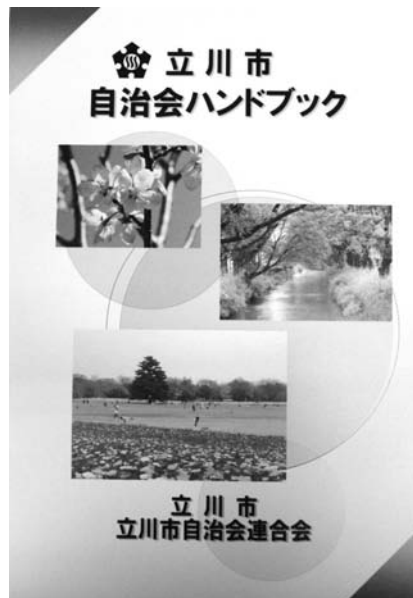
2-2 自治会ハンドブック作成

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 自治会の運営方法や自治会支援制度の紹介などをまとめた「自治会ハンドブック」を作成し、市内181自治会を支援した。ハンドブックの内容は、新任自治会長支援や自治会活動の活性化のため、自治会運営に関する事項、自治会への補助・助成に関する事項など、円滑な自治会運営に寄与するものとした。

作成にあたっては、市内自治会を統括する自治会連合会と連携・協力して行った。



武蔵野市

3-1 八幡町コミュニティセンター 開館記念事業補助

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規事業

(2) 実施期間 平成24年12月

(3) 事業内容 平成24年12月に移転改築を行った八幡町コミュニティセンターの開館を記念し実施する開館事業に対し、補助を行った。

地域住民を中心とした関係者・来賓計64名を招待し、新しい八幡町コミュニティセンターにて式典と祝賀会を実施。地域住民である関前八幡ばやしによる無形民俗文化財「むさしのばやし」の披露も行った。

参加者には、記念品とともに八幡町コミュニティ協議会作成の館内案内用リーフレットが配られ、開館イベント兼見学会として、地域コミュニティ形成のきっかけとなる新しい八幡町コミュニティセンターをアピールすることができた。これにより、地域コミュニティづくりの担い手を増やしていく効果も得られた。



三鷹市

4-1 コミュニティ創生をめざす地域応援プロジェクト

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年5月～平成25年3月

(3) 事業内容 学識経験者及び市職員で構成された「コミュニティ創生研究会」が取りまとめた、今後のコミュニティ創生の取り組みの方向性に関する提言に基づいて、さらに研究を進め、コミュニティ創生のあり方に関する調査・研究に係るコミュニティ創生検討プロジェクト・チーム会議を開催した。会議では、地域で活動する町会・自治会やNPO法人等の活性化と継続発展の方向性について検討した。

また、地域自治組織から好事例となる事業を公募し、学識経験者等で組織する選考委員会の選考を経て助成対象事業を選定する「がんばる地域応援プロジェクト」を実施。選定した事業については、助成金の交付に加え、広報紙等を通じて公表・顕彰し、冊子として取りまとめるとともに、これらの好事例の発表会を兼ねた地域自治組織全体の懇談会・交流会を開催するなど、組織同士の情報交流・他の組織への事業普及等により、地域の活性化を図った。



青梅市

5-1 おうめ若者カフェ

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年2月

(3) 事業内容 大学生、社会人を対象に、青梅の自然を活かしたアウトドアスポーツ体験や、まちづくりとその参加方法についての勉強会を行い、地域参加の担い手を育成した。また、これに参加した大学生、社会人が中心となり地域交流イベント「若梅祭」を実施した。これにより、若者がまちづくりや地域参加の方法を習得することおよび地域に対し広く若者の活動をPRし、若者とまち・大人・子どものつながりを広めることができた。

・自然体験と勉強会（9月22日～23日）

青梅の自然体験（ラフティング）を通し、魅力を再発見する。また、講師（中川幾郎氏）を招き、まちづくりとその参加方法を学んだ。

参加：大学生・社会人 30人

・若梅祭（2月3日）

実行委員および合宿の参加者が中心となり「青梅の若者と青梅のまちがつながる場」となるイベント（舞台、ワークショップ、展示、模擬店、スタンプラリーなど）を企画し実施した。

来場者：800人



府中市

6-1 地域コミュニティ啓発セミナー事業

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 都市化や少子高齢化などに伴い、地域とのつながりが希薄化し起こってしまう「孤立死」を、地域コミュニティの観点から考えるために、府中市自治会連合会に事業委託をし、「孤立死防止フォーラム」を開催した。

本事業は、市広報やホームページ、自治会回覧などで広報することにより、主に自治会活動をしている市民を対象として実施した。

第一部：講演会

NHKスペシャル「無縁社会～“無縁死”3万2千人の衝撃～」のチーフプロデューサーを講師に迎え、「孤立死」の実態についての講演会を開催。

第二部：事例報告

実際に地域で活動されている各団体（民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会連合会）による体験事例の報告。



府中市

6-2 シニアのためのいきがづくり支援セミナー

(1) 事業種別 ③団塊世代の地域デビュー支援

新規(継続)事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 団塊の世代を支援していくため、社会貢献活動に取り組んでいる市民の体験談や専門家による講話、体験会等を取り入れたセミナーを、中間支援組織の機能を有するNPO法人に委託して実施した。

平成24年度も、23年度に実施した成果を踏まえて当該事業を実施することにより、多くの市民が社会貢献活動に関心を持ち、「元気な高齢者」となることを期待し、市民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指した。

<府中発 50代からのゆうゆうライフ>

1. 府中みてあるきツアー

10月26日 名木を訪ねてハケの道、ウォーキング指導

2. 府中おとなの茶話会1 初めての図書館deおとなの茶話会

1月15日 図書館活用術、地域活動情報の提供

3. 府中おとなの茶話会2 あなたの周りの歴史発掘deおとなの茶話会

2月19日 国府の成り立ち、地域活動情報の提供

4. 会話がもたらすマイナス5歳脳

3月12日 アンチエイジングを目指す人の傾聴講座



昭島市

7-1 児童センター子ども安全見守り事業

(1) 事業種別 ②高齢者・子どもの見守り

新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月

(3) 事業内容 昭島市児童センターは、児童福祉法に定める児童厚生施設として設置され、0歳から18歳未満の児童が自由に来て、遊び・楽しみ・交流できる施設である。

平成 22 年度の一日平均来館者数は 210 名と、他市町村の児童館来館状況と比較しても非常に多くの利用者を得ている。当センターは、児童館の中でも大型児童センターに区分され、中・高校生の利用が多いことも特徴のひとつとなっている。

当センターの管理運営は、3名の児童厚生員が児童の指導にあたっているが、行動に課題のある中学生が起こす様々な問題行動（器物は損、暴言、ルール無視等）に常に張り付いていなければならない状況が頻繁にあり、一般児童への指導に大きな影響を与えている。また、携帯電話の普及により、市内の行動に課題ある中学生が当センターに集まり、集団となることから、限られた職員数では館内の秩序が維持できない状況もあり、やむを得ず警察官による排除を行ったケースもある。

さらに、平成 23 年 2 月には、中学生による子ども安全見守り員への暴行傷害事件(全治 1 ヶ月)も発生し、館内の秩序の維持は当センターにとって最も重要な課題となっている。

こうした状況の中、当センターでは児童の来館が集中する午後 5 時から 7 時までの時間帯において、警察官 O B による「子ども安全見守り事業」を引き続き実施し、館内の秩序を維持し、安心安全な遊び場の確保に努めた。



調布市

8-1 地域活動情報紙等の発行

(1) 事業種別 ③ 団塊世代の地域デビュー支援
レベルアップ（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 NPOやボランティア等の市民活動、自治会や地区協議会などのコミュニティ活動、学習やサークルなどの生涯学習活動など、市民の自主的で主体的な地域活動を効果的に広報するとともに、まだ地域活動を始めていない方々にその魅力を伝え、参加するきっかけをつくり地域活動の裾野を広げるために、地域活動情報紙を発行した。

また、調布市が設立や活動を支援する地区協議会について、活動のイメージや魅力が伝わるパンフレットを作成し、制度への理解を促すとともに、地域デビューのきっかけづくりを行った。

なお、紙面づくりに当たっては、市内NPO法人及び自治会へのアンケートや取材を行い、実際に地域で活動する市民の協力を得て行った。

【情報紙の概要】

- 1 タブロイド判4ページ、4色刷り
- 2 発行回数 年2回（平成24年7月5日、平成25年1月20日）
- 3 発行部数 7月：114,500部、1月：115,000部（市内全戸配布）
- 4 紙面 主に団塊世代を中心とするシニア層の地域活動への参加を促す紙面とする。

【パンフレットの概要】

- 1 A4判4ページ、4色刷り
- 2 発行部数 2,000部
- 3 発行方法 市による説明会で使用するほか、公共施設等で配架
- 4 紙面 地区協議会の活動や市の支援等の内容を伝える紙面とする。



町田市

9-1 子どもの居場所づくり推進事業

(1) 事業種別 ②高齢者・子どもの見守り
レベルアップ（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 子どもが自由に遊んだり、様々な体験が出来る場を地域に充実させるため、学校等を活用して、安全・安心の子どもの活動拠点を設け、それぞれの拠点に地域の大人を配置し、放課後や週末における自由遊び、スポーツ・文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流を行う事業を推進した。また、このような活動を行っている団体を支援した。

この事業は、平成21年7月から実施しており、22年度から対象校を拡大し、併せて各校の見守り員を増員している。

(参考)

市立小学校全42校中、実施校

平成21年度35校、参加児童数39,603人

22年度38校、参加児童数81,406人

23年度38校、参加児童数87,986人

24年度39校、参加児童予定数120,000人



小金井市

10-1 地域センター施設研究講座Ⅲ「公民館事業をつくろう」

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 市民参加、市民団体参加の公民館事業のあり方を研究する。昨年の講座における提案を受け、主に以下の内容について研究を行い、具体的な事業の仕組みを研究した。

- ①あらかじめ申し込んで受講する講座ではなく、申し込み不要で、決められた日時に気楽に参加できる事業のあり方。
- ②特に、健康づくり活動、居場所づくり活動などの分野で、サークルが協力して市民のために開催する事業のあり方。
- ③地域の芸術家の紹介と育成を目的とする企画。
- ④地域センターを拠点とした環境教育。

小金井市

10-2 高齢者の生きがいづくり講座

(1) 事業種別 ②高齢者・子どもの見守り
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 核家族化、高齢化、地域社会の空洞化により、地域の高齢者の孤立化がますます進んでいる。二世帯同居は今や少数派となり、三世帯同居など遠い過去のこととなってしまった。いわゆる老々介護、孤独死など高齢者を取り巻く厳しい状況は社会全体の課題となっている。

本事業では、地域の高齢者が生きがいをもって人生をまっとうできるよう、仲間づくり、生きがいづくりを引き続き目指すこととし、昨年度までの取り組みをさらにレベルアップすべく、自主グループとしての運営の具体化、総仕上げの年として位置づけて、講座を実施した。内容は、高齢者の居場所となり、健康、趣味、教養などの学習を深めるもので、野外研修も含む。



小金井市

10-3 団塊の世代地域デビュー講座

(1) 事業種別 ③団塊世代の地域デビュー支援
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月

(3) 事業内容 「団塊世代」と呼ばれる人たちが、65 歳を迎える年齢にさしかかり、地域社会での新たな活動の場を求めている。この方達が、スムーズに地域社会の活動に参加することができるように本講座を企画した。

平成 22 年度、23 年度は、英語講座と中国語講座を実施した。平成 24 年度は中国語講座を引き続き行い、新たにスペイン語講座を実施した。

小平市

11-1 市民活動支援センター事業

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 市民の自主的かつ営利を目的としない社会貢献活動を支援するため、NPO法人を指定管理者として、平成22年4月1日に「小平市民活動支援センター」を開設した。

市民活動団体等の活動に際し、当センターを活動の拠点として提供し、交流の場をつくること等により、市民活動を始めやすく、続けやすい環境を整え、市民活動の活性化とともに、地域コミュニティの活性化を図った。

- 市民活動団体等の相互交流を促進し、また、市民活動に関する学習や、啓発を図るために、NPOフェスタや市民活動交流サロン、学習会を開催した。
- 市民活動や市民活動団体の情報を収集し、印刷製本した。広く情報発信し、周知を図った。
- 収集した市民活動情報をさらに広く情報発信するため、ホームページの運営を行った。

市民活動支援センターの開設・運営に当たり、多様な市民活動団体が集合して組織されたNPO法人を指定管理者とすることにより、「市民主体の運営」を実現することができた。

また、各事業を展開することにより、団体間のネットワーク化が進み、団体活動が活性化し、団体個々の自主性、自立性が醸成されるとともに、地域コミュニティの活性化も図られた。



日野市

12-1 自治会活動活性化推進事業

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月

(3) 事業内容 平成 23 年度の自治会活動活性化支援の結果をふまえ、支援事業を広く地域に広げるための活動を行った。

1. 平成 23 年度事業結果をふまえ、実行モデル地区へ取り入れるための取組の実施
実行モデル地区を選定し、具体的な取組案の実践（該当自治会との調整）

- ①ヒアリング候補選定、ヒアリングシート作成
- ②モデル地区決定のためのヒアリング実施
- ③モデル事業支援

2. 実行モデル地区取組の検証

実行モデル地区での取組を各地区に広げていくための検証

3. 報告書作成及び印刷

1～2について最終報告書にまとめ必要部数印刷

- ①報告書作成
- ②報告書内容確認
- ③印刷製本（50 部）、映像資料



東村山市

13-1 自治会フォーラム

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成25年2月24日

(3) 事業内容 自治会活動の活性化及び自治会運営の様々な問題解決を目的として、市内の自治会員等を対象としたフォーラムを開催した。

今回は「まちの課題発見！私たちのまちを知ろう！」をテーマとして、自治会が抱える問題の解決や活動のヒントとなるような情報提供や情報交換を行い、地域コミュニティの重要性・必要性を再認識するとともに、自治会活動の活性化や住民自治意識の向上を目的として実施した。

会場：東村山市市民センター

参加者数：150名

内容：第一部 まちの課題発見！自治会タウンウォッチングとは・・・
～市内の自治会における事例紹介～
第二部 まちづくりサミット～東村山をこんなまちにしたい！～

市長が考える将来のまちづくりビジョンに関する講演会と普段あまり接する機会のない他の自治会や役員及び市長との懇談会を設定し、地域と行政がそれぞれ果たすべき役割を一緒に考えていくこととした。

東村山市

13-2 自治会向けの冊子等作成

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年10月～平成25年3月

(3) 事業内容 市内の自治会、市民団体及びNPO法人などの活動内容を広く紹介する「コミュニティ活動事例集」を作成し、自治会やNPOなどに配布した。様々な活動事例を紹介することで、各々の団体相互に情報を共有することが可能となり、これにより活動を一層促進するなど団体活動の活性化に繋げることを目的として実施した。

東村山市

13-3 協働セミナー

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 市民協働の考え方の共通認識を図り、市民が主体となる協働のまちづくりを推進するため、市民を対象とした講座を行った。

第一弾として、実際の市民活動に触れることで市民活動を身近に感じてもらうとともに、市民活動団体に所属していなくても協働事業の一端を担う機会をつくれるよう、市民活動を行っていない人を対象とした。

第二弾は、市民活動を行っている人を対象として、広報のスキルアップ講座を開催した。

第一弾「市民活動のはじめ方 ～地域のためになにから始める？～」

日時：①平成24年9月2日

②平成24年9月16日

③平成24年10月14日

場所：①、③東村山市役所 北庁舎 第2会議室

②熊野公園遊具広場

第二弾「プロ直伝 ～市民活動の仲間を増やす～「広報のエッセンス」」

日時：平成25年3月2日

場所：東村山市役所 北庁舎 第2会議室



国分寺市

14-1 学校の施設を利用した夏休みキャンプ

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規事業

(2) 実施期間 夏休み期間中

(3) 事業内容 子どもたちが仲間や地域の人々とのふれあいや体験を通じて豊かな人間性を育み、地域ぐるみで子どもたちの健全育成に携わることを通じて、地域コミュニティ意識の向上を図るとともに、災害時への対策として、自治会等の地域住民、PTA、行政・学校の協力・連携により、子どもたちにとって身近な学校の施設を利用した、1泊2日の校庭キャンプ、避難所体験を実施した。
キャンプ開催校地域の自治会をはじめとする地域住民、青少年育成地区委員、地域活動団体、行政を含め実行委員会を立ち上げ、それぞれの実行委員会において開催日程、プログラム作り、担当などを決めて実施した。

7月14日～15日に第九小学校で初回を開催し、最終回の8月31日～9月1日の第六小学校まで、全10校で開催した。

具体的な内容は、消防署員による講義、起震車体験、けむり体験、体育館での段ボールパーティーセッション作成など。

参加人数：児童1,225人、ボランティアスタッフ1,566人（10会場合計）



国立市

15-1 コミュニティガーデン運営事業

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 年齢やしょうがいの有無、学校に行っているかどうか、仕事に就いているかどうかに関わらず、「農」という「いのち」に直結した作業に携わることで、生活を基盤とした活動の場を創出するために、地域にある不耕作地を利用したコミュニティガーデンを実施した。

コミュニティガーデンを都市の中の貴重な生産の場、実感の伴う遊びの場、そして自らの気づき・発見できる確かな学びの場として、育てる事業を継続することで、人と人が出逢い、つながり、支えあう関係性や居場所をつくり、地域コミュニティの再構築を目指した。

国立市谷保の下谷保防災センター南側の農地を借用し、長年都市の中で農地を持たない市民が、農業に係るという活動を続けてこられた方々と一緒に、地域住民や子どもたちとともに運営している。活動日は、月・水・金曜日の午前中。

参加者の希望により養蜂も開始したほか、「くにたちアミティ」のプログラムの一環として、依存症をかかえた方を受け入れ、共に作業している。

作業の中で、意識することなく食べていたものへの気づきや身体を動かすこと、しかも状況に応じて考え行動することを実際の作業の中で行うことで、それまでの生活にはなかった喜びを感じてもらっている。ともに作業をしている方たちとも、一緒に行動することでお互いにそれぞれが抱えている課題に対する配慮が生まれたり、共有する意識等が芽生えていると感じられる。

また、国立市環境保全課と協力し、畑を使った「生ゴミ堆肥化事業」の取り組みも開始した。



国立市

15-2 くになち子ども未来塾補助金交付事業

(1) 事業種別 ②高齢者・子どもの見守り
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年7月～平成25年3月

(3) 事業内容 18歳未満の子どもたちを対象とし、暮らしの豊かな経験や知識、伝統文化の伝承、音楽や芸術、新たな文化の創造などを、これらに関わるさまざまな分野の方が、未来を担う子どもたちに伝える事業に補助金を交付し、子どもたちが豊かに、たくましく成長することを支援した。
今年度はプロポーザルを行い、3団体に補助金を支出した。

国立市

15-3 子どものための交通安全事業（スケアードストレート）

(1) 事業種別 ②高齢者・子どもの見守り
新規事業

(2) 実施期間 平成24年11月5日～平成25年3月12日

(3) 事業内容 増え続ける未成年者の自転車事故を未然に防ぐため、警視庁交通総務課が推奨する「スタントマンを活用した自転車安全教室」（スケアード・ストレイト教育技法）を、国立市内の中学校の2校で実施した。
この自転車安全教室は、自転車事故を疑似体験することにより、交通安全意識の高揚につながるもので、中学生向けでは非常に効果的で、都内の多くの自治体が実施している。

◆主な内容（約60分）

- ①時速40kmで自転車への衝突実験
- ②違反自転車大集合（五つの違反を見つけよう）
- ③飛び出し自転車がオートバイと衝突
- ④トラック左折時に自転車を巻き込んでしまう
- ⑤雨天、傘差し2人乗り自転車が歩行者を跳ね飛ばしてしまう
- ⑥車の死角での横断歩道上の事故
- ⑦自転車通行可の歩道における自転車の衝突事故



福生市

16-1 組織力アップ地域コミュニティ活性化推進事業

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規事業

(2) 実施期間 平成24年4月～11月

(3) 事業内容 町会・自治会は地域の核となって防犯・防災、交通安全、地域美化、青少年の健全育成等、行政の手が行き届かない様々な公益的活動を展開しており、今後も役割が大きくなることが予想される。しかし、近年、生活環境が充実し、ライフスタイル等の変化により、地域住民の関係が希薄化し、町会・自治会への加入が減少傾向にあり、地域活動や組織の活性化が課題となっている。

そこで、地域で協力できる体制を構築するため、福生市町会長協議会と連携し、地域力向上のための講演会を開催した。また、普段の町会・自治会の活動を紹介することで加入促進を図り、住民全体で一体感のある地域づくりを図った。

これにより、町会・自治会の活動内容や地域における役割などが住民に広く知られ、今後の加入促進が図られたとともに、地域で協力できる環境づくりにつながった。

●講演会の開催 《第1回：会員向け、第2回：市民向け》

1. 「地域に密着した町会・自治会活動」(平成24年9月15日/福生市民会館小ホール)

【第一部 講演会】

講師：法政大学法学部 名和田是彦教授

【第二部 パネルディスカッション】

コーディネーター：法政大学法学部 名和田是彦教授

パネリスト：市内町会長4名

2. 講演会「自然災害と地域活動」(平成24年10月14日/福生市民会館小ホール)

【第一部 講演会】

講師：NHK気象キャスター 中村次郎氏

【第二部 講演会】

講師：東京都社会福祉協議会 松田部長

●福生市町会長協議会ノベルティグッズの作成

●町会・自治会加入促進PRポスター・チラシ・パンフレットの作成

●町会・自治会改正ハンドブック及び加入促進マニュアルの作成



狛江市

17-1 花いっぱいエリア創設事業

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 狛江駅周辺及び狛江第三中学校ふれあい側道に、四季折々の花の苗をプランター等に植え込み、景観の向上をさせて行く事業を継続実施した。
きれいな花々が整理された箇所には、心理的にも自転車を放置しにくくなるために、放置自転車の重点地区対策との連携を図り、相乗効果を高めるように設置法を調整して行った。
また、市民協働制度を利用し、商店街、自治会に協力を図り、プランターの設置は自治体で、水やりや除草、植え替え等、その後の維持管理を地域団体で定期的に行うことにより、地域での連帯を強化し、市民協働で景観保持の持続的な力を育てることを目指した。
また、第三中学校ふれあい側道については、三中の生徒が維持管理を行い、生徒の教育効果にも寄与した。



東大和市

18-1 東大和市スクールガード事業

(1) 事業種別 ②高齢者・子どもの見守り
レベルアップ事業

(2) 実施期間 平成24年5月～平成25年3月

(3) 事業内容 東大和市では、各学校単位で「学校安全ボランティア」(スクールガード)が組織され、PTAや青少対、地域の有志と連携しながら、子ども達の安全を見守る活動を実施している。

このスクールガード事業について、これまで、横断旗やベスト、腕章を配布し、その活動を後押ししてきたが、冬季にも事業が円滑に実施できるよう、ベンチコート新たに配布し、本事業のレベルアップを図った。



清瀬市

19-1 児童・生徒安全推進事業

(1) 事業種別 ②高齢者・子どもの見守り
新規(継続)事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 市民、特に高齢者や子どもの安全管理のために、保護者や学校職員に加え、防犯協会や自治会などの防犯ボランティア団体による、見守り、パトロール活動を強化するため、パトロールの際の腕章、ベスト、キャップ、ウィンドブレーカー、啓発品(犬の散歩時の防犯パトロールグッズ、防犯セーフティーマークシール)を貸与した。

また、新1年生児童には防犯ブザーを配付した。これにより、自らの手で地域を守るという防犯意識を高める効果が期待できる。

さらに、小中学校の児童・生徒の安全管理推進のため、新たにメール配信システムを導入した。



清瀬市

19-2 団塊世代の地域デビュー支援事業

(1) 事業種別 ③団塊世代の地域デビュー支援
新規(継続)事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 主に定年退職をした男性を対象に、地域活動のきっかけとなるような機会や情報を提供し、女性とともに地域活動に参加することを通して、地域における男女共同参画も担うものとして実施した。

事業を実施するにあたっては、市の主導ではなく、当事者である主に団塊世代の男性や女性を企画委員として募り、企画会議を実施し、自分たちが聞きたいこと・知りたいことを重点においた連続講座とした。はじめに、会議での話し合いの機会を重ねる中で委員同士の関係をつくる実践から行い、最終的にそうした話し合いの経過や各企画の実施状況等を、参加者のアンケートも含め記録化した。

【団塊世代の地域デビュー支援シリーズ講座】

- ①中川五郎 フォークソングコンサート(平成24年12月19日) 180名
講座や講演会等にはすぐに参加することが難しい男性に向けて、手始めにフォーク・コンサートを開催。
- ②男が作る家庭料理(平成25年1月24日・2月7日) 24名
20人位の少人数で、2回連続実施。2回目は材料の買い物から始め、実生活での料理体験に繋げる。
- ③地域デビューの心得 ―やっつけていいこと・困ること―(平成25年2月22日) 80名
仕事とは異なり肩書きのない平等な関係であることなど、陥りがちな点や気をつけなければならない点など、男女共同参画の視点から地域デビューの際の心得について聞く機会を設けた。
- ④われ、かくして、地域デビューを果たしたり(平成25年2月22日、③の後開催) 80名
実際に地域で活躍している男性のロールモデルを紹介し、いろいろなグループについての情報も併せて提供した。



武蔵村山市

20-1 介護予防いきいき元気お助け隊事業

(1) 事業種別 ②高齢者・子どもの見守り
新規事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成24年6月

(3) 事業内容 市内NPO法人とタイアップし、ボランティアに興味のある方を募集し、介護予防の知識及び熱中症の予防方法等の知識を身につけてもらった後、「いきいき元気お助け隊」として75歳以上の高齢者宅を訪問し「救急医療情報キット」の配布と説明、「熱中症予防パンフレット」の配布、地域包括支援センターの案内等を行った。養成した隊員は38名。

「救急医療情報キット」は、かかりつけ医、薬剤情報、持病、緊急連絡先等を記入した用紙を専用容器に封入し、冷蔵庫に保管することで、緊急時に救急隊に情報を提供できるものである。また、「熱中症予防パンフレット」は、高齢者の熱中症対策として配布したものである。

事業の結果、75歳以上の5,365人に配布し、かつ、状況把握することができた。また、入院中等により配布することはできなかったものの、状況を把握することができたのが157人であった。配布対象者数5,863人に対し91%以上への配布、94%以上の状況把握ができた。

この事業により、①介護予防の知識を身につけた普及啓発の担い手の養成、②緊急時の情報提供、③高齢者の熱中症対策、④高齢者の見守り、⑤要支援者の発見等を行うことができた。

これらの活動は、市民の安心安全な生活を守ること、地域で支える仕組みづくりの一因となった。



多摩市

21-1 児童虐待防止「映画と講演会」

(1) 事業種別 ②高齢者・子どもの見守り
新規事業

(2) 実施期間 平成24年11月10日

(3) 事業内容 11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、関係機関職員や市民を対象に映画上映、養育家庭体験発表会などを中心とした啓発事業を実施した。

- 1 映画「葦牙」上映
- 2 養育家庭体験発表会
- 3 子育て支援団体の活動PR
- 4 おもちゃのひろば

多摩市

21-2 地域貢献講座

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
③団塊世代の地域デビュー支援
新規(継続)事業

(2) 実施期間 平成24年5月～7月

(3) 事業内容 市の地域・コミュニティの諸課題として、(福祉分野)子育て支援、高齢者の見守り・介護予防推進、(暮らし・産業)商店街振興、(環境)ごみ減量・資源有効活用などがある。これらの課題を把握し、地域で過ごす時間が長くなるシニア世代をメインに、ボランティアな活動や、ビジネスの手法を用いての解決策を考え、継続して地域活動ができる市民プロデューサーをめざす連続講座「地域貢献講座 市民プロデューサー塾」を開設した。

講義、グループワークなどを通し、最終的にビジネスプラン、起業プランの作成・発表までを行い、講座終了後には自主グループが作られ活動を始めた。



多摩市

21-3 べるぶゼミ

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規(継続)事業

(2) 実施期間 平成24年7月～平成25年3月

(3) 事業内容 団塊の世代が地域で活動・活躍することができるきっかけづくりとして、地域課題を掘り起こし学習していくことのできるテーマを設定し講座を実施。今後の学習・生きがいの意欲につなげるとともに、既存の地域活動への参加や新たな活動が広がる支援をした。また、地域デビューを後押しし、新しい人材も発掘することで、活動団体や地域へつなげていくきっかけができた。
今年度は、「高齢者」をキーワードに、テーマ1でみっちり学習型、テーマ2で学習から行動型の講座を組み立てた。

べるぶゼミとしての本事業は毎年開催しているが、テーマについては毎年企画を行い、新たな課題について学習を深めている。企画段階から市民と協働で取り組み、そうした機会をさらに充実して身近な地域課題に取り組むことで、地域コミュニティの活性化にもつながると考える。

○テーマ1 高齢者の独り暮らしを支えるもの

○テーマ2 高齢者の未来をどう生きるか



多摩市

21-4 地域・大学連携 高齢者のための携帯電話講座

(1) 事業種別 ②高齢者・子どもの見守り
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成23年7月～平成24年1月

(3) 事業内容 市内大学の社会情報学部と連携した「高齢者向けの携帯電話教室」を開催し、携帯電話を高齢者の日常の情報収集ツールとして活用することにより、高齢者の見守り手段の一つとなることを目指した。また、携帯電話を媒体にし、高齢者相互が地域でコミュニティをつくる手段や交流の広がりを持つきっかけとして、高齢者が元気で安心してそして安全に生き生きとした活動のできる場の提供にも結びつけ、ひいては「まちづくり」＝地域に出る、知る へつなげていくきっかけをつくった。

- 携帯電話の使い方（メール編）3回
- 携帯電話の使い方（カメラ編）3回



稲城市

22-1 地域コミュニティ活性化事業

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 市民に地域への関心を持ってもらい、市民活動への理解と参加を広げながら、市民活動への支援を図ることで市民との協働を推進するため、市民と行政の協働事業として市が指定する社会貢献活動に参加する市民に対して、その活動に応じたポイントを付与する。対象は個人とし、ポイントは現金に換えることができる。

このポイント制度の実施運営については、市民活動や社会貢献活動を中間支援するNPO法人に委託する。

ポイント制度の実施により、地域住民のボランティア活動への参加意欲を喚起し、出会いによる仲間づくりを図り、市民活動や自治会などのコミュニティ活動の活性化につながることを期待できる。また、協働の担い手として期待される団塊世代を中心とした中高年が地域活動に参加するきっかけとなり、協働のまちづくりの実践に貢献することができる。

平成24年度は、24事業を指定し、通年実施の事業はスタンプの押印、他の事業は事業参加証の配付を行った。

平成25年2月現在、述べ7,475人が参加した。



羽村市

23-1 はむらふるさと祭り

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規(継続)事業

(2) 実施期間 平成24年9月22日・23日

(3) 事業内容 地域には、様々な価値観を持った人々が生活し、事業を営んでおり、お互いが快適に過ごすことはもちろん、協力して地域を活性化し、各々がいきいきとした生活を送るためには、今まで以上に地域内のコミュニケーションを活性化していく必要がある。

顔の見えるつながりを増やし、こころのつながりを醸成していくためには、地域の人々が楽しみながら、共同で取り組める行事が必要であることから、地域コミュニティの更なる活性化を図ることを目的に「はむらふるさと祭り」を実施した。

【内容】

- ①地域の幼稚園、小・中学校、高校、社会人による、よさこいソーラン、バンド・太鼓演奏等
- ②地域飲食店等による模擬店の実施

【主催】

はむらふるさと祭り実行委員会(地域の5町内会)

【会場】

JR青梅線 小作駅前広場

【成果】

子どもからお年寄りまでが参加できる事業内容により、様々な人々が交流でき、地域コミュニティが活性化された。



あきる野市

24-1 自主防災組織育成事業

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 防災の基本は自助にあり、地域を守る最も効果的な方法として共助がある。東日本大震災以降、地域防災力を強化するため、自助と共助を推進することの重要性は更に高まっているが、あきる野市では平成23年度から、地震・水害・土砂災害・火災などの様々な災害に備えるため、また防災・安心地域委員会とともに自主防災組織の中心的役割を担う人材となる「地域防災リーダー」育成事業に取り組んでいる。

消防団OBや防災士、消防署OB等防災に関する高い知識と技能を有する方のほか、リーダーとしての活動を希望する市民を対象に、リーダーに必要とされる資質を培うための専門的な講演や図上訓練、体験型の実践的研修を受講していただき、平成23年度に続き、24年度も100人を超える市民を地域防災リーダーとして認定登録した。登録者には、認定登録証交付と併せ、リーダー活動時に着用する専用ジャケットやヘルメット、救急医療品等を貸与した。

認定された地域防災リーダーについては、地域における防災訓練への協力や防災・安心地域委員会、各町内会・自治会の自主防災組織等とともに、地域防災力向上の原動力として既に活動を開始してもらっている。

東京都においても地域防災力の強化を図るため、自主防災組織、防災リーダーの育成に注力しているが、市としても地域コミュニティの強化と災害に強いまちづくりを推進するためには、地域防災リーダーの育成と登録者数の増が必須であると考えていることから、次年度以降においても本事業を強力に推進する。



西東京市

25-1 地域コミュニティ検討委員会

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規（継続）事業

(2) 実施期間 平成24年4月～平成25年3月

(3) 事業内容 市民が互いに連携し、支え合い、助け合いながら、防災・防犯等に係る地域の課題を解決することのできる地域社会（地域コミュニティ）を構築するため、自治会をはじめとする地域活動を担う様々な関係団体等と連携し、安全・安心に生活できるまちづくりを目指し、地域コミュニティ検討委員会等で、実現に向けた取り組みを検討した。

さらに、将来的に市内全域に希薄化した地域コミュニティ再構築に向けた取り組みを波及させるため、市内にモデル地域を指定し関係団体等と連携できる仕組みづくりを検討した。

【内容】

①地域コミュニティ検討委員会の開催（6回）

(1) 地域コミュニティ再構築に向けたモデル地域の選定に伴う検討

(2) モデル地域で活動している関係団体等（警察・消防・学校・福祉施設・企業等）との連携調整

(3) モデル地域での施策の検討

②地域で連携して関係機関との協力関係を強化する事業の開催

「わが町を守ろう！ワークショップ防災」（平成24年12月1日、12月8日）

③成果物の作成

西東京市地域コミュニティ基本方針、西東京市自治会・町内会ガイドブック、西東京市自治会・町内会ハンドブック、自治会・町内会加入PRパンフレット、報告書

④地域情報誌「地域いーな通信」の発行（第1～5号）



日の出町

26-1 自治会加入促進事業

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規事業

(2) 実施期間 平成24年5月～平成25年3月

(3) 事業内容 現在、町の自治会加入率は、63.5%であり、町の4割の世帯が未加入の状況となっている。大型ショッピングセンターの進出や福祉施策の充実により、減少を辿っていた人口が、幼児、壮年層で増加に転じてきているが、特にその年代層の住民に、地域コミュニティ意識の希薄化が見られる。

自治会の役割の重要性をPRし加入促進を図るため、加入促進チラシを作成し、転入・転居手続きに来られた方へ窓口で渡したり、各自治会において未加入世帯への呼びかけ時に利用した。また、加入促進ポスターを作成し、各自治会の掲示板等に掲示し、自治会加入率の向上を図った。



日の出町

26-2 2012 ひのでふるさとふれあい夏まつり補助金

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
レベルアップ(継続)事業

(2) 実施期間 平成24年7月28日

(3) 事業内容 新たな文化の創造と地域の活性化に資するため、町の伝統行事として位置づけ開催されているこの夏まつりは、町内各地域の郷土芸能が一堂に会する町唯一の行事であり、夏の一大イベントとして定着してきている。この夏まつりの実行委員会へ補助金を交付した。

夏まつりは地域の貴重な伝統芸能を広くPRできる場であることから、郷土芸能保存会・舞踊連盟への加入促進宣伝用グッズとして、扇子とLEDライトキーホルダーを作成し、配布しながら、更なる啓蒙と次世代への継承を呼びかけ、地域活性化の一助となった。

【イベント内容】

郷土芸能(囃子・御神輿)・盆踊り・花火大会

郷土芸能は、郷土芸能保存会、盆踊りは舞踊連盟が取りまとめ役となり実施。



檜原村

27-1 地域力の向上支援事業

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規事業

(2) 実施期間 平成 25 年 2 月 24 日

(3) 事業内容 自主自立の村を目指し、地域や有志で構成される団体において実施する地域活性化事業に対し、財政的支援を行う目的で補助金交付事業を創設した。

今回は、人口の急激な減少による過疎化の影響で活動が衰退しつつある檜原村文化協会の加盟団体に絞り、募集を行った。

募集の結果、檜原村文化協会に加盟する和太鼓団体や琴の演奏団体等の計 5 団体が申請し、文化振興と伝統文化の発展に寄与し、更には地域のコミュニティ活動等の促進を促すことを目的とした「文化交流会」を各団体が合同で実施。

当日は、集客力アップのためにタレントを招聘したこともあり、多くの住民が来場する中、各団体の演奏等が披露され、当文化協会の認識の向上、地域住民への啓蒙活動及び新規加入者の募集・PRが図られた。



奥多摩町

28-1 地域力の向上支援助成事業

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
新規(継続)事業

(2) 実施期間 平成24年6月～9月

(3) 事業内容 町内在住の作家の工房やアトリエの公開、地域のギャラリーを活用し、アートやクラフトを通して奥多摩の新たな魅力を紹介することにより、そこに地域住民が集い触れ合うことで交流を図った。既存の自然や文化だけでなく創造や発見により、町民の地域に対する誇りや愛着がより一層深まった。

平成24年度は、町内31会場40アートを実施。また、町内小・中学生、保育園児を対象にしたワークショップを開催し、子ども達と作家のコラボレーションによる作品を町立美術館で展示した。

【内容】

●アート・クラフトフェスティバル

日時：平成24年9月1日～9月30日

会場：町内各地のアトリエ、ギャラリー等

内容：作品展示、ワークショップ等

来場者：延4,500人

●小中学生、保育園児とのワークショップ

日時：平成24年6月12日～7月20日

小学生 絵画体験

中学生 陶芸・漆芸・木工・革工芸、染色

保育園児 色紙による造形表現

展示：平成24年8月28日～9月17日(町立せせらぎの里美術館)



神津島村

29-1 渚の花火大会助成事業

(1) 事業種別 ①自治会・町会等地域コミュニティの活性化
レベルアップ事業

(2) 実施期間 平成24年8月2日

(3) 事業内容 毎年8月1日、2日は本島において、村を挙げての例大祭が挙行されている。最終日2日目の夜には、祭りの最後と夏の夜空を彩る花火を打ち上げ、島民並びに観光客などが浜辺で鑑賞し、島民同士、また訪れた観光客との交流により、地域コミュニティの活性化が図られている。
例年約700発の花火を約900発に増量するとともに、ノベルティ(団扇等)を配布し、今後実施される村を挙げての行事となるアクアスロン大会(スイム・ラン)やスポーツ祭東京2013に向けて、機運を高め、連帯感を醸成し健全な地域社会の形成を目指した。



IV. 資料編

【 目 次 】

- | | |
|--------------------------|----|
| 1. 多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付要綱 | 46 |
| 2. 市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱 | 50 |
| 3. 市町村共同事業助成金審査会委員名簿 | 52 |

多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京市町村自治調査会（以下「調査会」という。）が多摩・島しょ地域の市町村（以下「市町村」という。）に対して、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金は、市町村が実施する地域力の向上に資する事業（以下「地域力向上事業」という。）を支援することにより、多摩・島しょ地域全体の地域力の向上を図り、ひいては多摩・島しょの魅力を高めることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱においては、次のとおり用語を定義する。

- (1) 新規事業 地域力向上事業のうち、第5条に規定する助成期間内において、新たに実施する事業
- (2) レベルアップ事業 地域力向上事業のうち、第5条に規定する助成期間内において、初めて助成金を申請する年度の前年度（以下「基準年度」という。）に実施している事業のうち、基準年度と比較して、助成金を申請する年度（以下「申請年度」という。）に事業費を増額して実施する事業

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、市町村とする。

2 助成金の申請者は、市町村長（以下「申請者」という。）とする。

(助成期間)

第5条 本要綱における助成は、平成22年度から平成24年度までの間とする。

(助成対象事業)

第6条 助成対象事業は、次の各号の一に該当する新規事業又はレベルアップ事業のうち、調査会理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める事業とする。

- (1) 自治会・町会等地域コミュニティの活性化に資する事業
- (2) 高齢者・子どもの見守りに資する事業
- (3) 団塊世代の地域デビュー支援に資する事業

(助成対象経費及び助成金の額)

第7条 助成対象経費は、助成対象事業に要する経費（施設整備等に係る経費、備品購入費及び市町村の職員人件費を除く。以下同じ。）から、当該事業の実施に伴う収入額を控除して得た経費（レベルアップ事業においては、申請年度の助成対象事業の実

施に伴う収入控除後の事業に要する経費から、基準年度の助成対象事業の実施に伴う収入控除後の事業に要する経費を控除して得た経費とする。) とする。

2 助成金の額は、助成対象経費の10分の10とし、その上限は、一市町村につき年間100万円とする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする申請者は、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付申請書(様式1)に多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業計画書総括表(様式2)、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業計画書(様式3)及びその他理事長が必要と認める書類を添付し、毎年度、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 理事長は、前条の規定による交付申請があったときは、別に定める市町村共同事業助成金審査会の審査に付したうえで、助成金交付の可否を決定する。

2 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に対し、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金交付・不交付決定通知書(様式4)により通知する。

(助成事業の遂行)

第10条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、第8条の規定により提出した事業計画(以下「事業計画」という。)に従い、事業を適正に遂行しなければならない。なお、事業計画の主要部分についての変更は、認めないものとする。

(助成事業の変更)

第11条 第9条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、通知された助成金交付決定総額の範囲内で主要部分以外の事業内容に変更(各事業において交付決定額の30%以内の額の変更を除く)の必要が生じたときは、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金変更交付申請書(様式5)に多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業変更計画書総括表(様式6)、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業計画書(様式3)及びその他理事長が必要と認める書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、変更交付の可否を決定する。

3 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに変更交付申請者に対し、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金変更交付・不交付決定通知書(様式7)により通知する。

4 前項の規定により変更交付の決定を受けた申請者は、第1項の規定により提出した変更後の事業計画に従い、事業を適正に遂行しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 第9条第2項の規定による交付決定又は前条第3項の規定による変更交付決定を受けた申請者(以下「被交付決定者」という。)は、助成金の申請を取り下げるときは、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金取下申請書(様式8)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに被交付決定者に対し、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金取下承認通知書(様式9)により通知する。

(軽微な変更の届出)

第13条 第11条第1項の規定にかかわらず、被交付決定者は、事業名称の一部修正など、軽微な変更の必要が生じたときは、速やかに書面により理事長に届け出なければならない。

(実績報告)

第14条 被交付決定者は、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金実績報告書(様式10)に多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業実績調書総括表(様式11)、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金事業実績調書(様式12)、領収書等助成対象経費の支出を証明する書類の写し及びその他理事長が必要と認める書類を添付し、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査を行い、助成金の額を確定し、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金確定通知書(様式13)により被交付決定者に通知する。

(助成金の請求及び交付)

第16条 被交付決定者は、前条の規定により助成金の額が確定した後に、多摩・島しょ地域力の向上事業助成金請求書(様式14)(以下「請求書」という。)を別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付する。

(助成金の管理執行)

第17条 助成金の交付を受けた被交付決定者は、当該市町村の事務に準じて、適正に助成金を管理執行しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第18条 理事長は、被交付決定者が次の各号の一に該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき

(2) 事業の実施に際して、法令に違反したとき

(3) 本要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 助成金の交付を受けた被交付決定者は、助成金の交付決定が取り消された場合は、当該取り消しに係る部分の助成金を速やかに理事長に返還しなければならない。

(事務の所管)

第19条 この要綱に基づく事務は、調査会事業部が所管する。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成25年3月31日限り、その効力を失う。但し、第18条の規定は、失効後においてもその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成25年3月31日限り、その効力を失う。但し、第18条の規定は、失効後においてもその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成25年3月31日限り、その効力を失う。但し、第18条の規定は、失効後においてもその効力を有する。

市町村共同事業助成金審査会設置及び運営要綱

(設置)

第1条 公益財団法人東京市町村自治調査会（以下「調査会」という。）理事長は、多摩・島しょの魅力を高めるために実施する助成金の交付にあたり、その適否を審査させるため、市町村共同事業助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、調査会理事長（以下「理事長」という。）の求めに応じて対象事業の内容を審査し、助成金申請者に必要に応じて事業実施に係る助言を行うとともに、理事長に助成金交付の適否について報告する。

(組織)

第3条 審査会は、理事長を除く次に掲げる6名の委員をもって組織する。

- (1) 東京都市長会の代表2名
- (2) 東京都町村会の代表1名
- (3) 学識経験者1名
- (4) 東京都市長会事務局長
- (5) 東京都町村会事務局長

2 委員は、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は審査会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて審査会を招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、適否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を

聞くことができる。

(委員報酬等)

第6条 第3条第1項第1号から第3号に規定する委員については、別表のとおり報酬等を支給する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、調査会事業部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

区 分	報酬額等
東京都市長会の代表及び東京都町村会の代表	公益財団法人東京市町村自治調査会役員の報酬及び費用弁償規則（昭和61年10月6日規則第5号）に準じて費用を弁償する。
学識経験者	公益財団法人東京市町村自治調査会講師等謝礼支払基準（平成7年9月1日基準第1号）に準じて報酬を支給する。

市町村共同事業助成金審査会 委員名簿

平成24年4月1日現在

(敬称略)

選出区分	氏名	所属・役職	任期
東京都市長会（2名） （要綱第3条第1項第1号）	うすい たかし 白井 孝	あきる野市長	平成22年5月1日～ 平成24年4月30日
	しみず しょうへい 清水 庄平	立川市長	
東京都町村会（1名） （同項第2号）	かわむら ふみお 河村 文夫	奥多摩町長	
学識経験者（1名） （同項第3号）	すみたに あきお 炭谷 晃男	大妻女子大学 社会情報学部教授	
東京都市長会事務局長（1名） （同項第4号）	いしい つねとし 石井 恒利	東京都市長会 事務局長	
東京都町村会事務局長（1名） （同項第5号）	なぐら ひとし 名倉 衡	東京都町村会 事務局長	平成22年8月1日～ 平成24年4月30日

平成 24 年度多摩・島しょ地域力の向上事業助成事業実施報告書

平成 25 年 3 月

編集 東京都市長会事務局 企画政策室
発行 (公財) 東京市町村自治調査会 事業部

〒183-0052

東京都府中市新町 2-77-1 東京自治会館内

